

研究費等の使用に関する行動規範

2017年2月20日制定
最近改正 2021年8月4日

この行動規範は、「公正な研究活動の推進に関する規程」第12条第3項第1号に基づき、大谷大学（以下「本学」という。）において、研究費等を使用するうえでの本学構成員としての取組の指針を定めるものとする。

1. 研究者は、研究費等を使用するにあたり、関係法令、本学の諸規程、当該研究費等の使用規定等を遵守する。（「研究倫理規程」第15条第2項より）
2. 研究者は、研究費等の使用方法を公正で社会に説明できるものとしなければならない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費等（1）より）
3. 研究者は、研究費等を関係法令及び当該研究費等の使用ルール（例えば、科学研究費の場合は科学研究費の使用ルール、本学研究資料費の場合は本学研究資料費のルール）に基づき適正に使用し、教育及び研究に必要な経費以外には使用しないこと。また、研究計画や申請に基づき適正に使用し、目的外の利用や不正使用は行わない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費等（2）より）
4. 研究者は、研究費等が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
5. 研究者及び事務職員は、関係部署等と協力し研究費等における不正防止に努めるとともに適正な執行管理を行う。
6. 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
7. この行動規範に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。
8. この行動規範の改廃は、研究費等不正使用防止委員会が決定する。

付 則

1. この行動規範は、2017年2月20日に制定し、2017年4月1日から施行する。
2. 「大谷大学における公的研究費の使用に関する行動規範（2015年3月10日研究費不正防止委員会決定）」は、廃止する。

付 則

この行動規範は、2021年1月28日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。

付 則

この行動規範は、2021年8月4日に一部改正し、文部科学大臣の認可の日（2021年8月27日）から施行する。